

生食輸発0314第3号
平成29年3月14日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オランダ産キャベツのペンシクロン、インド産鶏卵のエンロフロキサシン、韓国産エゴマのジニコナゾール、スペイン産アーモンド加工品のアフラトキシン、タイ産赤とうがらしのトリアゾホス及び台湾産にんじんのアセフェート)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正：平成29年3月8日付け生食輸発0308第3号)に基づき実施しているところです。

今般、オランダ産キャベツについてペンシクロンに係る検査命令を解除したことから、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、別表第2からインド産鶏卵のエンロフロキサシンの項、韓国産エゴマのジニコナゾールの項、スペイン産アーモンド加工品のアフラトキシンの項、タイ産赤とうがらしのトリアゾホスの項及び台湾産にんじんのアセフェートの項を削除し、検査強化日より一年間が経過したことから、別表第3からインド産鶏卵のエンロフロキサシンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方、よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成29年3月14日	オランダ	キャベツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(ペンシクロン)